

が、赤い理理共同募金に 協力ください

赤い羽根共同募金運動は昭和22年から始まり今年 で72回を迎えました。地域福祉の活動を支援する仕 組みとして有効に使われています。

集まった募金の約90%は、市内の障害児者・高齢 者への福祉サービスや慰問金などに使われ、残りの 約10%は県内の社会福祉施設設備の改善や、団体が 行う福祉事業などに使われます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始ま ります。連絡委員や民生委員の皆さんがお願いに伺 います。

たくさんの人々のやさしさが共同募金を支えてい ます。ご協力をお願いします。

運動期間 10月 1 日(月)~12月31日(月)

問合せ、社会福祉協議会内市共同募金委員会

2(46)3702

共同募金優秀作品展

市内の小中学生から募集したポスターや書の優秀 作品を展示します。

とき 10月1日(月)~31日(水)

ところ へきなん福祉センターあいくる

問合せ 社会福祉協議会 ☎(46)3702

企業の退職金準備は中退共・特退金で

掛け金の一部を補助します

市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用 の安定のために、以下の共済制度に新規に加入した 事業所に対し、当初の1年間の掛金の10%(中退共)、 20% (特退金)を補助しています。契約日から12か 月経過した月の属する年度末までに申請してくださ 610

特色

- ・独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業で も、大企業並みの退職金を支払うことができます
- ・毎月定額の掛金で、将来支払うべき退職金を計画 的に準備できます
- ・掛金は税法上損金または必要経費として全額非課 税となります
- ・従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に 役立ちます

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 名古屋コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

問合せ 商工課企業応援係

障害のある人の権利を守りましょう

「障害者虐待防止法」をご存知ですか

障害者虐待防止法とは、虐待によって障害者の権 利などがおびやかされることを防ぐ法律です。障害 者虐待を受けたと思われる障害者を見た人は、速や かに市や県に通報しなければならないという義務を 定めています。

障害者虐待は、虐待する側の家族などにも支援が 必要な場合もあります。問題が深刻化する前に早期 に発見し、支援につなげていくことが大切です。「気 になるな」「ちょっと心配」と感じたら、市障害者 虐待防止センターにご連絡ください。通報や届出を した人の情報は守ります。また、支援に関する相談 も受け付けています。

障害者の虐待をなくすために、皆さんのご協力を お願いします。

障害者虐待防止法の対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害 を含む)やそのほか心身の障害により日常生活や社 会生活が困難で援助が必要な人です。

障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分 けています。

- ・養護者(家族や親族)による虐待
- ・障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ・使用者(障害者を雇っている事業主など)による 虐待

これらは虐待です

【身体的虐待】

暴行を加えたり、正当な理由なく身体を拘束する

【放棄·放任】

食事や入浴、排せつなどの世話をしないこと 【心理的虐待】

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動など 【性的虐待】

わいせつな行為をしたり、させることなど 【経済的虐待】

本人の同意なしに年金や賃金を使うことなど

市障害者虐待防止センター 平日 (8時30分~17時15分) ☎(41)3377、FAX(48)2940 社会福祉協議会 「休日‧夜間(17時15分~8時30分) ☎090(3833)4701